

後期高齢者医療制度の保険料額決定通知書を送付します

▼問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2581 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 (コールセンター) ☎078 (326) 2021

平成24年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月10日頃送付します。
後期高齢者医療制度では、被保険者お一人おひとりに保険料をお支払いいただきます。

保険料のお支払い方法

平成24年度の保険料のお支払いは、次の2通りとなります。

①年金からのお支払い【特別徴収】

特にお手続きいただく必要はありません。

また、口座振替によるお支払いに変更することができます。詳しくは保険年金グループにご相談ください。

②口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】

7月から翌年3月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方が対象です。

保険料の計算方法

$$\text{①均等割額 } 46,003\text{円} + \text{②所得割額 } \frac{\text{平成23年中(1~12月)の総所得金額等}(\ast) - \text{基礎控除額}330,000\text{円}}{\text{所得割率}9.14\%} = \text{①+② } \text{平成24年度保険料額(最高限度額}55\text{万円)}$$

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除など)は含みません。

所得の低い方の軽減

次の方は、平成23年中の所得に応じて平成24年度の保険料が軽減されます。

①均等割額

同一世帯内(世帯主と世帯内の被保険者)の平成23年中の総所得金額などが一定の金額以下の方

総所得金額など(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯	軽減割合(軽減後の均等割額)
基礎控除額(33万円) 被保険者全員の各所得(公的年金等控除額は80万円として計算)が0円	9割 (4,600円)
基礎控除額(33万円) 上記以外	8.5割 (6,900円) ※
基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)	5割 (23,001円)
基礎控除額(33万円) + 35万円 × 被保険者の数	2割 (36,802円)

※本来は7割軽減ですが、軽減措置により8.5割軽減となります。

②所得割額

所得割額算定にかかる所得(総所得金額等-基礎控除額33万円)が58万円(年金収入のみの場合、収入金額が211万円)以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

被扶養者だった方の軽減
制度に加入する前日に被用者保険(全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合、共済組合など)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割額が本来5割軽減ですが、軽減措置により9割軽減されます。

◎災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより、世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき、一定期間給付の制限を受けたときには、申請により保険料の減免を受けることができます。詳しくは保険年金グループにご相談ください。

7月17日頃に後期高齢者医療制度の新しい被保険者証を送付します

▼問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2581 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 (コールセンター) ☎078 (326) 2021

被保険者証

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月17日頃に新しい被保険者証を送付します。8月1日から新しい被保険者証を医療機関などの窓口で提示してください。(住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、住民票が作成された外国人の被保険者の方は、後日、差替えの証が届く場合があります) 保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成23年中の所得により算出された平成24年度の住民税課税所得と平成23年(1月から7月までは平成22年)中の収入額をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更される

ことがあります。

※平成24年度(平成24年8月1日)以降の一部負担金の割合の判定について

平成24年度分からの地方税における扶養控除の見直しに伴い、療養の給付を受ける日の属する年の前年(1月から7月までの場合は前々年)の12月31日時点で、被保険者が世帯主で、同一世帯に合計所得が38万円以下の19歳未満の者がいる場合、住民税課税所得から、次の金額の合計額を引いた金額により、一部負担金の割合を判定します。

- 16歳未満の者の人数 × 33万円
- 16歳以上19歳未満の者の人数 × 12万円

表：医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額など

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件
		個人単位[外来]	世帯単位[入院含む]		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円] ※1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方 ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入額(年金・給与等収入合計)が一定の金額に満たない方(※3)は、市(区)町の担当窓口申請することにより「一般」の区分となります【対象となる可能性がある方には申請書を送付しています】
一般		12,000円	44,400円		「現役並み所得者」、「低所得Ⅱ」、「低所得Ⅰ」以外の方
低所得	1割	8,000円	24,600円	210円 [160円] ※2	世帯員全員が住民税非課税 ○各所得が必要経費・控除(公的年金等控除額は80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方 ○老齢福祉年金の受給者
				100円	

- ※1 [] 内は過去12ヵ月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合、4回目からの額
- ※2 [] 内は過去12ヵ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)
- ※3 ○同一世帯に被保険者が1人の場合：被保険者の収入額 …… 383万円
○同一世帯に被保険者が1人で70歳以上75歳未満の方がいる場合：被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の収入合計額 …… 520万円
○同一世帯に被保険者が2人以上いる場合：被保険者全員の収入合計額 …… 520万円

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税(表の区分で低所得Ⅰ・Ⅱに該当)の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1ヵ月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます。(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く)

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月17日頃に新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。世帯員全員が住民税非課税の方で減額認定証の申請をされていない場合は、保険年金グループに申請してください。